

埼玉県県土整備部「週休２日制モデル工事」試行について

～Ｑ＆Ａ～

【総論】

Ｑ１．週休２日制モデル工事は全ての工事を対象としているのか？

Ａ１．緊急随契を行うような緊急復旧工事及び対象期間が１週間未満の工事以外は全て対象となります。

モデル工事（現場閉所型）による発注を原則としますが、現場閉所が困難な工事については、モデル工事（交替制）を検討してください。

＜現場閉所が困難な工事の例＞

- ・ 交通規制・出水期・完成時期等の制約のある工事
- ・ 連続施工せざるを得ない工事（シールド・ニューマチックケーソン工事等）

Ｑ２．年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間は対象期間に含まないとあるが、会社の就業規則等により、上記の期間以上に休暇を取った場合の扱いはどうなるのか？

Ａ２．上記の期間以上の休暇を取った日数分については対象期間に含み、現場閉所日（休日）として扱います。

Ｑ３．午前または午後のみ休工とした場合、０．５日現場閉所（休日）として扱うのか？また、月曜日午後及び火曜日午前等、連続した半日単位で現場閉所（休日）を計画した場合、合わせて１日現場閉所（休日）として扱われるか？

Ａ３．原則、１日単位で実施の可否を確認するものであり、０．５日現場閉所（休日）としては扱いません。

月曜日午後から火曜日午前の連続した現場閉所（休日）については、一般的に両日とも出勤日として扱うと考えるため現場閉所日（休日）として扱いません。

Ｑ４．夜間作業における現場閉所（休日）の取扱いはどうになるのか？仮に、金曜日２２時から土曜日６時まで施工し、次に日曜日２２時から月曜日６時まで施工した場合、１日現場閉所として扱われるか？

Ａ４．金曜日２２時から土曜日６時の施工は、一般的に金曜日（夜間）出勤であり、土曜日出勤とは考えません。日曜日２２時から月曜日６時についても同様に日曜日（夜間）出勤となります。

その間に挟まれた土曜日については２４時間以上休工を確保しており、現場閉所（休日）として取り扱います。

Q 5. 計画行程上の週休 2 日を雨天等による現場閉所（休日）に振り替えても良いか？

A 5. 現場閉所日（休日）の変更については、工程表等を修正し受発注者間で工程を共有することで、その都度変更が可能です。

Q 6. 現場に集合した後、悪天候で急遽、現場閉所（休日）としたが取り扱いは？

A 6. 降雨、降雪等による予定外の現場閉所（休日）についても、現場閉所（休日）日数に含めるものとしています。

Q 7. 現場閉所（休日）予定日に現場で自然災害が発生し、緊急対応を行った場合の取扱いは？

A 7. 豪雨や地震等の突発的な自然災害の対応に要した期間については、週休 2 日の対象期間から除外します。

Q 8. 週休 2 日の確保を理由に、工期延期は認められますか？

A 8. 単に週休 2 日の確保のみを理由とした工期延期は認められません。ただし、以下に示す受注者の責によらない場合は、必要に応じて受発注者間で協議の上、適切に工期の変更契約を行ってください。

- ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生した場合
- ③工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた場合

Q 9. 現場事務所を設置しない工事でも週休 2 日制モデル工事の対象となるか？

A 9. 現場事務所の設置の有無は関係ありません。

Q 10. 社内就業規則が週休 2 日になっていない場合はどうすればよいか？

A 10. 社内就業規則に関わらず、現場閉所率又は平均休日率が 28.5%（8 日／28 日）以上の場合は 4 週 8 休達成となります。

Q 11. 対象期間中、モデル工事であることを PR するとあるが、具体的にはどのような方法があるか？

A 11. 現場及びインターネットにおける掲示を想定しております。

なお、インターネットにおける掲示が困難な受注者につきましては、現場での掲示のみでも構いません。

(現場掲示例)

週休２日制モデル工事（現場閉所型）

この工事は、建設産業の就労環境の改善に取り組むため、原則○曜日、○曜日及び祝日を休工日とする工事です。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

発注者 ○○県土整備事務所

受注者 ○○建設株式会社

週休２日制モデル工事（交替制）

この工事は、建設産業の就労環境の改善に取り組むため、技術者及び技能労働者が交替しながら週休２日相当の休日確保する工事です。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

発注者 ○○県土整備事務所

受注者 ○○建設株式会社

* 縦１．０m以上、横１．０m以上

* 工事現場で工事関係者及び公衆の見やすい場所に適宜設置すること

Q 1 2. 公共工事設計労務単価（５１職種）以外の労務単価も補正対象となるか？
（例えば、工事で測量や設計を行った場合の業務委託料など）

A 1 2. 補正対象は公共工事設計労務単価（５１職種）および電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工であり、それ以外の労務単価は補正対象となりません。

測量業者等は上記対象職種外のため、補正対象となりません。

【現場閉所型について】

Q 1. 月単位の週休 2 日における、「暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28. 5 % に満たない月」とはなにか？

A 1. 当月の対象期間における土曜日・日曜日を現場閉所しても 4 週 8 休（28. 5 %）を達成できない月になります。

なお、上記の様な月については、当月の対象期間における土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っていれば、4 週 8 休（28. 5 %）を達成しているとみなします。

Q 2. 当月の対象期間における土曜日・日曜日の合計日数が 0 日だった場合の扱いはどうなるのか？

例）（10 月）現場着手日：10 月 28 日（月） 当月の対象期間：4 日間

A 2. 上記の場合でも 4 週 8 休（28. 5 %）を達成しているとみなします。

Q 3. 現場閉所日は、原則として土曜日及び日曜日とするとしているが、週ごとに曜日を変更することは可能か？

A 3. 現場閉所日は、毎週、定常的に取得することが望ましいため、原則として、週ごとに曜日を変更することは不可とします。

ただし、工事の特性から、週ごとに曜日を計画的に変更することは可とし、さらに、住民要望への対応等による曜日の変更は、必要最小限の範囲で可とします。

Q 4. 祝日を現場閉所とした場合、現場閉所日にカウントしても良いか？

A 4. 建設業の働き方改革を推進する観点から、祝日は休日とすることを原則とし、現場閉所日および対象期間にカウントしません。

ただし、現場閉所（予定）日が関係機関等との協議により、やむを得ず作業日となった場合などは、振替閉所日に充てることを可能とし、現場閉所日および対象期間にカウントします。

Q 5. 祝日に現場作業はしても良いか？

A 5. 建設業の働き方改革を推進する観点から、祝日は休日とすることを原則としておりますが、関係機関等との協議などのやむを得ない場合には、現場作業をしていただいても問題ありません。

Q 6. 平日、悪天候で現場閉所し、監理技術者等が会社で事務を行った場合の取り扱いはいは？

A 6. 現場閉所日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとしているため、会社で事務作業を行った場合は、現場閉所としては扱いません。

Q 7. A現場の休工日に、A現場に従事している作業員をB現場に従事させたが、A現場は現場閉所日として取り扱えるか？

A 7. A現場とB現場が異なる工事現場の場合、A現場は現場閉所していることから、現場閉所日として扱います。

ただし、A現場とB現場が同じ契約の工事（点在する工事として発注）の場合は、全施工箇所を同日で現場閉所を行うことを基本としていることから、現場閉所として扱いません。

Q 8. 施工機械の点検及びその修理のみを行った日は、現場閉所となるか？

A 8. 施工機械の保守のみであれば、現場閉所として扱います。

なお、下記についても同様に現場閉所として扱います。

- ・ 現場巡視やポンプなどの仮設備及び建機の保守点検
- ・ コンクリート養生等の品質管理上で最低限必要な作業
- ・ 作業日以外においても交通誘導警備が必要な場合
- ・ その他、監督員が認めたもの

Q 9. 市場単価方式および土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用することとあるが、補正係数はどこに掲載されているのか？

A 9. 県のHPに掲載されております。詳細については、以下をご確認ください。

（リンク先）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/dobokukoujisekkeitankahyou.html>

（掲載箇所）

「週休2日補正に係る単価について」

なお、埼玉県土木積算システムでは、週休2日補正区分に応じた単価が設定されています。

【交替制について】

Q 1. 交替制による休日確保の対象者は？

A 1. 施工体制台帳上の元請け・下請けの全ての技術者、技能労働者及び現場代理人を対象としています。建設業法で記載を不要としている建設工事の請負契約に該当しない下請負人（測量業者、資材業者、警備業者、運搬業者等）については対象外となります。

Q 2. 休日確保の確認は、当該工事のみでよいのか？

A 2. 当該工事のみでの確認となります。当該工事の休日に他工事に従事していたとしても休日として算出可能ですが、本取組の趣旨を踏まえて、技術者、技能労働者及び現場代理人の休日が確保できるよう、十分なご配慮をお願いします。

Q 3. 現場代理人は工事現場に常駐すること（契約約款第 10 条第 2 項）と定められているが、交替で休日を取得できるのか？

A 3. 契約約款第 10 条第 3 項にて「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」としています。

また、令和 6 年 1 月 23 日付け入第 1662 号「現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について（通知）」を適切に運用し、建設業の働き方改革の観点から現場代理人や技術者の休暇等の取得について配慮してください。

Q 4. 監理技術者等が専任の場合は、休日の扱いはどうなるのか？

A 4. 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を要するものではありません。監理技術者等が休日取得等のため短期間現場を離れることについては、適切に施工できる体制が確保されていると認められる場合には、差し支えありません。

Q 5. 休日取得の確認方法は？

A 5. 「休日確保状況チェックリスト（様式 2）」により確認します。根拠資料として作業日報等の提示を想定していますが、受注者の負担とならないよう留意してください。

Q 6. 公共工事設計労務単価（5 1 職種）以外の技術者等を施工体制台帳へ記載することを発注者が指示した場合、確認対象者はどうなるのか？

A 6. 必要資料の有無にかかわらず、5 1 職種以外の測量業者などは確認対象となりません。

Q 7. 対象者について「従事期間が1 週間未満の場合は除く。」とあるが、一人の技能労働者が一度従事した後に期間を空けて再度従事する等、複数の期間に分かれて従事する場合、どのように考えたらよいか。

A 7. 一度の従事期間が1 週間未満の場合のみ対象外とします。

<対象者か否かの判定例 1 >

期間 1 : 3 日間従事

期間 2 : 7 日間従事

⇒期間 1 については、従事期間が1 週間未満であるため対象外とし、期間 2 のみ対象とする。

<対象者か否かの判定例 2 >

期間 1 : 3 日間従事

期間 2 : 5 日間従事

⇒いずれの期間も1 週間未満のため対象外